

## 日立神奈川争議団からの 質問状についての見解

2001年12月25日 日本共産党横浜北東地区委員会

はじめに

2001年9月24日の夜突然、「日立神奈川争議団」を名乗り、佐藤・原・浜永の3氏が私たち地区委員会へ、「印刷機使用を拒否したことについての質問状」なる文書を持参してきました。その内容はさる3月19日に争議団の「裁判所宛団体署名要請文」の朱色印刷のために印刷機を私たち地区委員会に借りに来て、それを断られたことに対する質問でした。

質問状という形ではありますがその内容は、「その後、ご承知のように5月に神奈川労連が日立闘争の神奈川支援共闘会議から離脱するなど日立神奈川争議に対する意図的な攻撃が広まっています」「このような事態の進展からみて、その先走りともなった貴委員会の印刷機使用拒否の真意について質問いたします」など、抗議と中傷にみちたものです。

いうまでもなく、印刷機の所有者は私たち地区委員会です。その所有者が自らの判断で使用についての可否を決めたものです。所有者でもないものが、断られたからといって、「質問状」をつきつけてくるなど、前代未聞のことです。まして、「日立神奈川争議に対する意図的な攻撃が広まって…」「…その先走りともなった貴委員会の印刷機拒否」などとの抗議と中傷を見過ごすことはできません。

印刷機使用を断ってから半年も経てからの、このような行為にたいして、怒りさえ覚えるものです。「質問」に答えるなど到底できるものではありません。断られたら、「なぜ断られたのか」「自分たちに落ち度はなかったのか」などと、まずはみずからの行いを反省することから始めるのが普通のやり方ではないでしょうか。

3月19日の翌日には、日立闘争神奈川支援共闘会議代表委員の一人である池田實氏から、わが地区委員会のメンバーの一人に「北東の地区委員会が印刷を断った。なんだ」と地区委員会攻撃がされました。そして、この攻撃を皮切りに、県下の争議団関係の団体や個人から、数度にわたってわが地区委員会への抗議や非難がおこなわれるという、異常な事態となっています。

その内容は、日立神奈川争議団から発せられる一方的な情報にもとづくものと言わざるを得ません。印刷機の使用を申し込んできた原氏は、わが地区委員会の小澤副委員長とのやりとりのなかで、「自分たちも共産党員だ。なぜ共産党員のやる差別是正のたたかいに共産党地区委員会が協力できないんだ」と、印刷機を貸すのが当たり前、支援するのが当然という態度で迫ってきました。

この間の、争議団関係者や団体からの抗議は、みずからのべているように、共産党員である原氏からの情報にもとづくものであると考えます。そして、今回の印刷機問題は大衆運動に名をかりた共産党機関攻撃を党員自身がおこなっている、のがこの本質であり、組織的にみて極めて重大なことです。日立神奈川争議団が発する一方的情報による、誹謗と中傷をこれ以上放置させないために、この間の経過と問題点について解明し、日本共産党横浜北東地区委員会の見解を明らかにするものです。

## 1 印刷機使用拒否に至る事実経過

3月19日(月)午前中に原氏から地区委員会に電話がありました。県委員会総会に出席していた小澤副委員長に地区事務所から連絡があったので、「印刷物の内容を見てから返事をする」と伝えてほしい」と頼みました。事務所にいた役員がその旨を原氏に伝え、ファックスを入れてもらうことにしました。その際に、返事をこちらからするからと、電話番号を聞きましたが、原氏は「自分からまた連絡するので」と、それを断りました。

当然のこととして、ファックスが入るものと待っていましたが、なんの連絡もありませんでした。そして、午後2時過ぎ、地区常任委員会の開会中に原氏がいきなり事務所に来て、「印刷をしてほしい」と申し入れたものです。

前もっての約束も守らず、こちらの都合も考えない非常識な行為でしたが、会議を中断して小澤副委員長が対応しました。印刷物は、「日立の男女差別裁判の公正を求める団体署名へのご協力依頼」でした。この団体署名には、共産党と協力共同の関係にある神奈川労連が2月28日の第11回幹事会で、よびかけ団体になることや署名に賛同することを拒否することを決めているものであり、印刷することを断りました。

断るにあたっては、県委員会に連絡し情報交換はしたものの、あくまでも印刷機の所有者である地区委員会の責任において判断したものです。県委員会との情報交換の内容は、その団体署名が、神奈川労連が賛同できないとしている「署名」かどうかの確認でした。

原氏は、「共産党と労連は組織が違うのだから同じ態度でなくてもいいのではないか」「共産党は差別是正に反対なのか」などと、執拗に協力を迫ってきました。

小澤副委員長は、「差別は党員であろうとなかろうとあってはならないし、その是正に党は全力を尽くしている。先日のあなた方の雛祭り宣伝も赤旗で報道している」「協力共同の関係にある労連が賛同できないと言っている内容のものに協力できないことはあなた方だって理解できるだろう」と繰り返し説明しました。

## 2 使用拒否直後からの状況について

翌日の20日には前述のように池田氏から抗議がありました。また、23日には、東芝地労委要請行動のなかで、千代田化工の山田春雄氏・日立闘争神奈川支援共闘会議事務局

次長が地区委員会の別のメンバーに、「印刷を地区委員会の総意で断つたらしいではないか、共産党員のやることになぜ協力できないのだ」と、激しく言い寄ってきました。（山田氏はその後6月に党規約を認めない態度として党を除籍されています）

また、ある職場党組織の党員会議の場や、争議団関係の党員からも、「印刷機を使用させない行為は、共産党機関として許せない」と、県委員会と地区委員会にたいする激しい抗議と非難があげられています。

ここで紹介した話はすべて党員同士の話です。しかし、これらの党員はわが地区委員会に問い合わせないまま、日立神奈川争議団からの情報にもとづいて、党機関攻撃をおこなうという驚くべき事態です。

### 3 横浜北東地区委員会のとった態度と若干のコメント

①「質問状」で、「争議団は職場の自由と民主主義の前進のためにたたかってきたことにたいする違法な差別の撤廃に向けてたたかっています」「わたしたちの争議をいかなる理由から支援しないのか」と、のべています。また池田氏は「内容には反対でないとっておきながらなんだ」と、攻撃しています。

わたしたちの態度は明確です。差別是正の要求が不当であるなどと考えたことはありません。「男女差別」が職場に存在することを容認するわけがありません。その立場から、「内容には反対ではない」と言ったのです。たたかいのすすめ方をめぐって、「日立神奈川争議団」と、神奈川労連をはじめ、いくつかの民主団体との間で意見の違いが存在するなかで、対応に慎重な態度をとることは当然のことです。

仮に、そのまま印刷機使用を認めていたら、どうなったでしょうか。当地区委員会に印刷機の使用を申し出ている同じ日に、日立神奈川争議団は私たちに印刷させようとしている「団体署名」と、争議団事務局名の「日立の男女差別裁判の公正を求める団体署名にたいする神奈川労連の対応について（案）」（3月19日付け）を持って他県へのオルグに出掛けていたのです。私たちが慎重な態度をとらずに印刷機の使用を認めていたならば、横浜北東地区委員会は、神奈川労連批判のお先棒を担がされてしまうことになっていました。

②なぜ、6ヶ月も経てからの「質問状」となったのでしょうか。常識的には「貸す貸さない」は、所有者の判断に属します。その判断が気に入らないからと抗議することなど、かつて聞いたことがありません。ですから、日立神奈川争議団は、断られて以後、今回の「質問状」持参までは私たち地区委員会には直接、なにも言わないでいたのです。

しかし、「2、使用拒否直後からの状況について」で明らかにしているように、県下の争議にかかわる一部の団体や個人からの攻撃は凄まじいものでした。当事者でもない者か

らの言われなき攻撃に、「日立神奈川争議団からは抗議がないのに、関係ないところからの抗議は心外である」と、私たちがのべてきたことが今回の「質問状」となったのでしょうか。

そうだとするならば、あまりにも主体性のない、自らのたたかいを自らの討論と判断で決められない態度といわせざるをえません。この間、県委員会が指摘している、「支援共闘」の組織と運営の問題とも、深く結びついていると考えるならば、今回の非常識な行動の背景も見えてきます。

③以上、事実経過を中心に私たち地区委員会の考え方をのべてきました。結論は最初へのべたことにつきます。大衆運動に名をかりた党员自身の党機関攻撃である以上、質問者である「日立神奈川争議団」に回答するつもりはありません。

しかし、この問題が発生してから今日に至るまで、わが地区委員会にあびせられた言われなき中傷・誹謗と、そのやり方の異常さは目にあまるものがあります。今後いっさいこのような無原則的な行動を許さないために、以上の見解を党内に公表するものです。

以上